

特定地域型保育事業

確認検査基準(令和7年6月26日適用)

※家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

（凡例） 以下の関係法令等を略称して次のように表記する。

番号	関係法令等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	法
2	平成26年9月24日条例第38号 「八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例」	市確認条例

目次

第1 基本原則	1	第4 利用者負担額の基準	
第2 利用定員に関する基準	1	利用者負担額の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)	9～10
第3 運営に関する基準		第5 会計の区分	10
1 内容及び手続きの説明及び同意	2	第6 保育に関する基準	
2 正当な理由のない提供拒否の禁止	2	1 子どもの心身の状況の把握	11
3 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	2	2 小学校等との連携	11
4 教育・保育提供困難時の対応	2	3 地域型保育の提供の記録	11
5 市が行うあっせんへの協力	2	4 特定地域型保育の取扱方針	11
6 利用調整への協力	2	5 相談及び援助	11
7 特定教育・保育施設等との連携	3	6 緊急時の対応	11
8 受給資格等の確認	5	7 事故発生の防止及び発生時の対応	11
9 教育・保育給付認定の申請に係る援助	5	第7 記録の整備	12
10 地域型保育給付費等の額に係る通知等	5	第8 電磁的記録等	12
11 特定地域型保育に関する評価等	6		
12 教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知	6		
13 運営規程の策定	6		
14 勤務体制の確保等	6		
15 定員の遵守	6		
16 掲示	7		
17 教育・保育給付認定子どもの平等取扱原則	7		
18 虐待等の禁止	7		
19 非常災害対策	7		
20 個人情報保護	7		
21 情報の提供等	8		
22 利益供与等の禁止	8		
23 苦情への対応	8～9		
24 地域との連携	9		

特定地域型保育事業 確認検査基準（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第1 基本原則	(1) 特定地域型保育事業者は、良質かつ適切であり、かつ子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	1 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保することを目指すものとなっているか。	(1) 市確認条例第3条第1項	(1) 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保することを目指すものになっていない。	C
	(2) 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に小学校就学前子どもの立場に立って特定地域型保育の提供に努めなければならない。	1 小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重し、常に当該小学校就学前子どもの立場に立った特定教育・保育の提供に努めているか。	(1) 市確認条例第3条第2項	(1) 小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重し、常に当該小学校就学前子どもの立場に立った特定教育・保育の提供に努めていない。	B
	(3) 特定地域型保育事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、東京都、市町村、小学校、他の施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設、その他の学校、保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	1 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、各保育等関係者との密接な連携に努めているか。	(1) 市確認条例第3条第3項	(1) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、各関係者との密接な連携に努めていない。	B
	(4) 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	1 人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置を講じているか。	(1) 市確認条例第3条第4項	(1) 人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置を講じていない。 (2) 人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置が不十分である。	C B
第2 利用定員に関する基準	(1) 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型にあっては、6人以上19人以下、小規模保育事業C型にあっては、その利用定員数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。	1 各事業ごとの利用定員が遵守されているか。 ・家庭的保育1人以上5人以下 ・小規模A型・B型6人以上19人以下 ・小規模C型 6人以上10人以下 ・居宅訪問型事業1人	(1) 市確認条例第38条第1項	(1) 利用定員が遵守されていない。	C
	(2) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、3号認定子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	1 3号認定子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めているか。	(1) 市確認条例第38条第2項	(1) 3号認定子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めていない。	C
第3 運営に関する基準					

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
1 内容及び手続の説明及び同意	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第3の13に規定する規程の概要、第3の7に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第4の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	1 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。	(1) 市確認条例第39条	(1) 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ていない。 (2) 重要事項を記した文書、交付、利用申込者の同意が不十分である。	C B
2 正当な理由のない提供拒否の禁止	特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒んではならない。	1 正当な理由がなく利用の申込みを拒んでいないか。	(1) 市確認条例第40条	(1) 正当な理由がなく教育・保育給付認定保護者からの利用の申込みを拒否している。	C
3 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	(1) 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「3号認定子ども」という。）の数及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この基準において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 (2) 特定地域型保育事業者は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	1 保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう選考しているか。	(1) 市確認条例第40条第2項	(1) 保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう選考していない。 (2) 選考方法が不十分である。	C B
4 教育・保育提供困難時の対応	特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	1 自ら適切な教育・保育を提供することが困難な場合、適切な措置を速やかに講じているか。	(1) 市確認条例第40条第4項	(1) 提供が困難な場合に、他の施設や事業を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じていない。 (2) 措置が不十分である。	C B
5 市が行うあっせんへの協力	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	(1) 市確認条例第41条第1項	(1) 市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限りの協力をしていない。	B
6 利用調整への協力	特定地域型保育事業者は、3号認定子どもに該当する満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	(1) 市確認条例第41条第2項	(1) 市町村が行う調整及び要請に対し、できる限りの協力をしていない。	B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
7 特定教育・ 保育施設等との 連携	(1) 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者はこの限りでない。 ア 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（以下「保育内容支援」という。）を行うこと。 イ 必要に応じて、代替保育を提供すること。 ウ 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 (2) 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、 (1) アの規定を適用しないこととすることができる。 ア 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 イ 次の（ア）及び（イ）に掲げる要件を満たすこと。 （ア）特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 （イ）保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	1 連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（連携施設）を適切に確保しているか。 1 連携施設の確保ができない場合において、保育内容支援協力者を適切に確保しているか。	(1) 市確認条例第43条第1項 (1) 市確認条例第43条第2項～第6項	(1) 連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（連携施設）を適切に確保していない。 (1) 保育内容支援協力者等を適切に確保していない。	C C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
	(3) 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、(1)イの規定を適用しないことができる。 ア 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次の(ア)及び(イ)に掲げる要件を満たすと市長が認めること。 (ア) 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 (イ) 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 イ 市長が特定地域型保育事業者による代替連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。	1 連携施設の確保ができない場合において、代替保育連携協力者を適切に確保しているか。		(1) 代替保育連携協力者を適切に確保していない。	C
	(4) 市長は、次のいずれかに該当するときは、(1)ウの規定を適用しないこととすることができる。 ア 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 イ 特定地域型保育事業者による(1)ウに掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（アに該当する場合を除く）。				
	(5) (4)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを(1)ウに掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 ア 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。） イ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの	1 引き続き、特定教育・保育を提供することに係る連携施設を確保することが著しく困難であると認められる場合、連携協力を行う施設等を適切に確保しているか。	(1) 市確認条例第43条第7項	(1) 引き続き、特定教育・保育を提供することに係る連携施設を確保することが著しく困難であると認められる場合、連携協力を行う施設等を適切に確保していない。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
8 受給資格等の確認	(6) 居宅訪問型保育事業を行う者は、八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、市確認条例第43条第1項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市長の指定する施設（以下「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者はこの限りでない。	1 連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設（居宅訪問型保育連携施設）を適切に確保しているか。	(1) 市確認条例第43条第8項	(1) 連携する障害児入所施設その他の市長の指定する施設（居宅訪問型保育連携施設）を適切に確保していない。	C
	(7) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。	1 特定地域型保育の提供の終了に際して、連携施設又は他の特定教育・保育施設等に対して情報の提供その他密接な連携に努めているか。	(1) 平26府令39第42条 (2) 市確認条例第43条第11項	(1) 特定地域型保育の提供の終了に際して、連携施設又は他の特定教育・保育施設等に対して情報の提供その他密接な連携に努めていない。	B
	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。	1 受給資格等の確認を行っているか。	(1) 市確認条例第51条（準用第8条）	(1) 受給資格等を確認していない。 (2) 受給資格等の確認が不十分である。	C B
9 教育・保育給付認定申請に係る援助	(1) 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	1 教育・保育給付認定申請に対する援助を行っているか。	(1) 市確認条例第51条（準用第9条第1項）	(1) 当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要を援助を行っていない。 (2) 必要な援助が不十分である。	C B
	(2) 特定地域型保育事業者は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	1 教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。	(1) 市確認条例第51条（準用第9条第2項）	(1) 有効期間満了日の30日前までに変更の認定申請が行われるよう援助していない。 (2) 援助が不十分である。	C B
10 地域型保育給付費等の額に係る通知等	(1) 特定地域型保育事業者は、法定代理受領により特定地域型保育に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しなければならない。	1 教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しているか。	(1) 市確認条例第51条（準用第14条第1項）	(1) 法定代理受領により受けた地域型保育給付費の額を、教育・保育給付認定保護者に対し通知していない。 (2) 教育・保育給付認定保護者に対する通知が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
11 特定地域型 保育に関する評 価等	(2) 特定地域型保育事業者は、(1)の法定代理受領を行わない特定地域型保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。	1 特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第14条第2項)	(1) 必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対し交付していない。 (2) 特定教育・保育提供証明書の交付に不備がある。	C B
	(1) 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	1 自己評価を行い、改善を図っているか。	(1) 市確認条例第46条第1項	(1) 自己評価を行い、改善を図っていない。 (2) 自己評価やそれに伴う改善が不十分である。	C B
	(2) 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。	(1) 市確認条例第46条第2項	(1) 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていない。	B
12 教育・保育 給付認定保護者 に関する市への 通知	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	1 不正受給について市町村に通知しているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第19条) (2) 市確認条例第50条第2項 (3)	(1) 保護者が、偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受けた又は受けようとしたとき、遅滞なく意見を付して市町村に通知していない。 (2) 市町村に対する通知が不十分である。	C B
13 運営規程の 策定	特定地域型保育事業者は、次の(1)から(11)に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 (1)事業の目的及び運営の方針 (2)提供する特定地域型保育の内容 (3)職員の職種、員数及び職務の内容 (4)特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 (5)第4の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)利用定員 (7)特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第3の3に規定する選考方法を含む。) (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 (10)虐待の防止のための措置に関する事項 (11)その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	1 事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	(1) 市確認条例第47条	(1) 重要事項に関する規程を定めていない。 (2) 重要事項に関する規定が一部不適正である。	C B
14 勤務体制の 確保等	(1) 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業ごとに職員の勤務の体制を定めなければならない。	1 職員の勤務体制を定めているか。	(1) 市確認条例第48条第1項	(1) 職員の勤務の体制を定めていない。 (2) 職員の勤務の体制が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
15 定員の遵守	(2) 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。	1 特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しているか。	(1) 市確認条例第48条第2項	(1) 特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供していない。	C
	(3) 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。	1 研修の機会を確保しているか。	(1) 市確認条例第48条第3項	(1) 研修の機会を確保していない。	C
	特定地域型保育事業者は、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。	1 利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行っていないか。	(1) 市確認条例第49条	(2) 研修の機会の確保が不十分である。	B
16 掲示	特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の地域型保育事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。	1 重要事項の掲示を行っているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第23条)	(1) 重要事項の掲示を行っていない。	C
				(2) 重要事項の掲示が不十分である。	B
17 教育・保育 給付認定子どもの 平等取扱原則	特定地域型保育事業者においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 差別的取扱いをしていないか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第24条)	(1) 国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしている。	C
18 虐待等の禁止	特定地域型保育事業所の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 虐待等の行為は行われていないか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第25条)	(1) 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
19 非常災害対策	(1) 特定地域型保育事業所の管理者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害の種類及び規模に応じた具体的計画を策定し、あわせて非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。	1 非常災害時に必要な設備の設置、具体的計画の策定、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備、定期的な職員への周知を行っているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第27条第1項)	(1) 非常災害時に必要な設備の設置、具体的計画の策定、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備、定期的な職員への周知を行っていない。	C
	(2) 特定地域型保育事業者は、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	1 避難訓練等は実施されているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第27条第2項)	(2) 上記の内容が一部不適正である。	B
20 秘密保持等	(1) 特定地域型保育事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	1 業務上知り得た秘密は保持されているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第28条第1項)	(1) 定期的に避難訓練等を実施していない。	C
				(2) 実施方法が不適切である。	B
				(1) 正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしている。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
21 情報の提供等	(2) 特定地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	1 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第28条第2項)	(1) 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	C
	(3) 特定地域型保育事業者は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。	1 個人情報保護に関し文書により保護者の同意を得ているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第28条第3項)	(1) 情報提供をする際、文書により保護者から同意を得ていない。 (2) 保護者からの同意が不十分である。	C B
	(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型保育事業を選択することができるように、当該地域型保育事業者が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	1 当該地域型保育事業者が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第29条第1項)	(1) 利用しようとする保護者に対し、適切に選択できるように情報の提供を行うよう努めていない。	B
	(2) 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとなってはならない。	1 当該特定地域型保育事業について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第29条第2項)	(1) 当該特定地域型保育事業について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっている。	C
22 利益供与等の禁止	(1) 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（利用者支援事業者等）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	1 小学校就学前子ども又はその家族に対して当該地域型保育事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第30条第1項)	(1) 利益を供与している。	C
	(2) 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	1 小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第30条第2項)	(1) 利益を収受している。	C
23 苦情への対応	(1) 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第31条第1項)	(1) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。 (2) 苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
	(2) 特定地域型保育事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	1 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第31条第2項) (2) 市確認条例第50条第2項 (4)	(1) 苦情の内容等を記録していない。 (2) 記録が不十分である。	C B
	(3) 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	1 苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第31条第3項)	(1) 苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	B
	(4) 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定地域型保育事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	1 市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第31条第4項)	(1) 市への報告・提出・提示の命令、質問若しくは検査に応じない。 (2) 市の指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。	C C
	(5) 特定地域型保育事業者は、市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市に報告しなければならない。	1 市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市に報告しているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第31条第5項)	(1) 市が求めた改善の内容を市に報告していない。	C
24 地域との連携	特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域との交流に努めているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第32条)	(1) 地域との交流に努めていない。	B
第4 利用者負担額の 基準					
利用者負担の 徴収	(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る法に規定する利用者負担額の支払を受けるものとする。	1 利用者負担額の支払を受けているか。	(1) 市確認条例第44条第1項	(1) 利用者負担額の支払を受けていない。 (2) 利用者負担額の受領が不十分である。	C B
	(2) 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。(3)において同じ。）の支払を受けるものとする。	1 法定代理受領を受けないとき、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けているか。	(1) 市確認条例第44条第2項	(1) 法定代理受領を受けないとき、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けていない。 (2) 特定地域型保育費用基準額の受領が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
	(3) 特定地域型保育事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、当該対価の額を当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定するものとする。	1 特に必要であると認められる対価について、適正な範囲内で設定しているか。	(1) 市確認条例第44条第3項	(1) 特に必要であると認められる対価について、適正な範囲内で設定していない。	C
	(4) 特定地域型保育事業者は、(1)から(3)までの支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、ア～エに掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 ア 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用 イ 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 ウ 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 エ アからウまでに掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	1 便宜に要する費用について、該当しない費用の支給を受けていないか。	(1) 市確認条例第44条第4項	(1) 便宜に要する費用についてアからエ以外の費用の支給を受けている。	C
	(5) 特定地域型保育事業者は、(1)から(4)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	1 領収証を交付しているか。	(1) 市確認条例第44条第5項	(1) 費用の支払いに対し、領収証を交付していない。 (2) 領収証の交付が不十分である。	C B
	(6) 特定地域型保育事業者は、(3)及び(4)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、(4)の金銭の支払に係る同意を除き文書による同意を得る。	1 支払いを求める金銭の使途・額・理由について書面で明らかにするとともに、市確認条例第44条第4項で規定する利用者負担額を除き文書による同意を得ているか。	(1) 市確認条例第44条第6項	(1) 使途・額・理由について書面で明らかにするとともに、市確認条例第44条第4項で規定する利用者負担額を除き文書による同意を得ていない。 (2) 文書による同意が不十分である。	C B
第5 会計の区分	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第34条)	(1) 特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。	C
第6 保育に関する基準					

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
1 子どもの心身の状況の把握	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	1 子どもの心身の状況などの把握に努めているか。	(1) 市確認条例第42条	(1) 特定地域型保育の提供に当たり、子どもの心身の状況などの把握に努めていない。	B
2 小学校等との連携	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	1 特定地域型保育の提供の終了に際して、他の機関への円滑な接続に資するよう、他の機関との密接な連携に努めているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第11条)	(1) 特定地域型保育の提供の終了に際して、他の機関への円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めていない。	B
3 地域型保育の提供の記録	(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 特定地域型保育を提供した際の記録をしているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第12条) (2) 市確認条例第50条第2項 (2)	(1) 記録をしていない。 (2) 記録が不十分である。	C B
4 特定地域型保育の取扱方針	特定地域型保育事業者は、八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第37条の規定に基づく保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	1 保育所保育指針に準じ、特定地域型保育の提供を適切に行っているか。	(1) 市確認条例第45条 (2) 市確認条例第50条第2項 (1)	(1) 保育所保育指針に準じ、特定教育・保育の提供を行っていない。	C
5 相談及び援助	特定地域型保育事業者は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 相談及び援助を行っているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第17条)	(1) 子どもの心身の状況、置かれている環境の的確な把握に努め、保護者に対し、相談に適切に応じ、助言その他援助を行っていない。	C
6 緊急時の対応	特定地域型保育事業者の職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 体調急変などの緊急時等に、速やかに保護者又は医療機関への連絡等の必要な措置を講じているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第18条)	(1) 体調の急変などの緊急時等に速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていない。	C
7 事故発生の防止及び発生時の対応	(1) 特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次のアからウに定める措置を講じなければならない。 ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備 イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制の整備 ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修	1 事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第33条第1項)	(1) 事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない。 (2) 措置が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
第 7 記録の整備	(2) 特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	1 事故発生後の対応について、必要な措置を講じているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第33条第2項)	(1) 必要な措置を講じていない。	C
	(3) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	1 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録されているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第33条第3項) (2) 市確認条例第50条第2項 (オ)	(1) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録がない。	C
	(4) 特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	1 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行っているか。	(1) 市確認条例第51条 (準用第33条第4項)	(1) 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行っていない。	C
	(1) 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	(1) 市確認条例第50条第1項	(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。	C
	(2) 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次のアからオに掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ア 第6の4の特定地域型保育の提供に当たっての計画 イ 第6の3の特定地域型保育の提供の記録 ウ 第3の12の市への通知に係る記録 エ 第3の23(2)の苦情の内容等の記録 オ 第6の7(3)の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	1 記録の整備・保存がされているか。	(1) 市確認条例第50条第2項	(1) 記録の整備・保存がされていない。 (2) 記録の整備・保存が不十分である。	C B
第 8 電磁的記録等	特定地域型保育事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、市確認条例の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、電磁的記録により行うことができる。				
	当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、記載事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。				
	(1) 電磁的方法により提供する方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。	1 ファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものになっているか。	(1) 市確認条例第63条第3項	(1) ファイルへの記録を出力することによる文書を作成できていない。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
	(2) 電磁的方法により提供するときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 （ア）電磁的方法のうち特定地域保育事業者が使用するもの （イ）ファイルへの記録の方式	1 電磁的方法の種類及び内容を教育・保育給付認定保護者等に対し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。	(1) 市確認条例第63条第4項	(1) 電磁的方法の種類及び内容を教育・保育給付認定保護者に対し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。 (2) 文書又は電磁的方法による承諾が不十分である。	C B
	(3) 電磁的方法による提供について承諾を得た特定地域型保育事業者は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、電磁的方法によって記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。	1 電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときに、当該教育・保育給付認定保護者に対し、電磁的方法によって記載事項の提供を行っていないか。	(1) 市確認条例第63条第5項	(1) 電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときに、当該教育・保育給付認定保護者に対し、電磁的方法によって記載事項の提供を行っている。	C